

23 陳情 第 3 号	容器包装リサイクル法改正に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成23年2月17日受理、平成23年2月25日付託
陳情者	新宿区西新宿 _____ _____ 会長 _____ ほか7名
(要 旨)	
<p>「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を国会に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 容器包装リサイクル法の役割を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進する制度を法制化する。 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化する。 	
(理 由)	
<p>容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。しかし、税金負担が大きいことや、生産者の負担が軽く「発生抑制」のインセンティブが働かないことなどの問題が指摘され続けてきました。</p> <p>このため、ゴミ排出量は高止まりのまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態です。</p> <p>「回収リサイクルに必要なコスト」を製品の価格に含めることを通じて、生産者とコストを負担する消費者が協力して持続可能な社会を構築するための「しくみ」をつくり、ごみの処理は公的責任として、廃棄後の責任を製造者に問わないシステムを、循環型社会にするためには、環境への負荷のある製品をできる限りつくらず、またつくる段階から再使用を考慮した製品づくりを進めることが必要であり、そのためには不要になった製品の再使用、再生利用、あるいは適正処理を行う責任を製造者に課す拡大生産者責任（EPR）の確立が欠かせません。不用になりリサイクルされるものの処理費用を内部化して製品が流通するしくみをつくることによって、素材の統一化を促し、ごみにならない製品づくりを進め経費も削減するなど、ものの生産のあり方を変え、ものを大事に、繰り返し使うことが奨励される社会に変えていくことができると思います。</p> <p>今わたしたちは、「容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める」国会請願署名を集める運動を行っています。</p> <p>容器包装類の拡大生産者責任を確立し、リデュース（減らす）、リユース（くり返し使う）</p>	

を促進する法律に、容器包装リサイクル法が再改正されることによりゴミは減量すると考えます。